

## 建設局アシスタント職員（準困難業務）（会計年度任用職員）

### 【第三建設事務所】 募集要項

項 目	内 容
職名	建設局アシスタント職員（準困難業務）【第三建設事務所】
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和5年7月1日から令和6年3月31日まで（任用後の原則1月は条件付採用） ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和6年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
採用予定人員	若干名
勤務職場	第三建設事務所工事第二課 （東京都中野区中野4-8-1（中野総合庁舎内））
職務内容	環状七号線地下調節池などの電気設備に関する設計図面及び積算内訳（数量）の照査、資料整理、資料作成、窓口対応、システム入力等の補助業務
応募資格・求められる能力	次の要件をすべて満たすこと (1) 電気工事関連の勤務経験があり電気工事図面等を理解し、電気設備に関する知識を有すること なお、以下の関連資格を有することが望ましい 電気工事士、電気主任技術者、電気工事施工管理技士、技術士（電気電子部門）等 (2) パソコン（Excel、Word等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができること (3) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組み、正確な事務処理ができること (4) 意欲をもって職務を遂行すると認められること (5) 上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができること (6) 協調性があり、業務に対し強い責任感があること (7) 服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができること

	(8) 組織の一員として、職務が円滑に遂行できるよう協力・調整を積極的に行うことができること
勤務日数	原則として月16日勤務（年間144日） ※閉庁日：土・日・祝日、年末年始（12/29-1/3）
勤務時間及び休憩時間	1日7時間45分勤務 （8時30分から17時15分まで、または9時00分から17時45分までとする。ただし、所属長の命により、他の時間帯を設定する場合がある。その場合の勤務時間は常勤職員の例による。休憩時間は、常勤職員の例による。） ただし、所属長の命により、必要な場合は超過勤務が生じることがある。
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、夏季休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	時間額 1,270円（令和5年5月現在の予定額） 通勤手当相当額を別途支給（上限2,600円/日） ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給
社会保険	一定の要件を満たした場合に、健康保険（全国健康保険協会管掌健康保険）、介護保険、厚生年金保険、雇用保険を適用
選考方法	① 書類選考 申込書類により、応募資格の有無を確認し、疑義が生じた場合は、申込者に確認の連絡をする。 ② 面接選考
応募方法等	「会計年度任用職員申込書」（第1号様式）の提出による。 （下記申込先に郵送又は持参すること）  申込先・問い合わせ先： 〒164-0001 東京都中野区中野4-8-1 建設局第三建設事務所庶務課庶務担当 03-3387-5132  申込期限：令和5年5月23日（火）17時必着